

ワンストップ・カードプロジェクト
アクションプログラム

平成 28 年 12 月

ワンストップ・カードプロジェクト
検討チーム

ワンストップ・カードプロジェクト アクションプログラム（目次）

1. 検討プロジェクトチームの設置

- (1) 設置趣旨
- (2) 検討体制

2. マイナポータルにおける子育てワンストップサービスの推進

- (1) 目的
- (2) 子育てワンストップサービスの検討経緯
- (3) 関係府省における検討
- (4) 関係府省及び地方公共団体が実施した事項及び実施すべき事項
- (5) 今後の方向性

3. コンビニ交付サービスの推進

- (1) コンビニ交付サービスとは
- (2) コンビニ交付サービス導入拡大、国民の利便性向上に向けた課題
- (3) コンビニ交付サービスの全国展開に向け講じる方策
- (4) 参加市区町村の導入拡大に向けた新たな目標の設定
- (5) 地方財政措置の拡充
- (6) おわりに

4. マイキープラットフォームの推進

- (1) 事業概要
- (2) 今後の展開予定
- (3) 地域経済応援ポイントを巡る政策の方向とポイントの今後の見通し

ワンストップ・カードプロジェクト アクションプログラム

平成 28 年 12 月 22 日
ワンストップ・カードプロジェクト検討チーム

1. 検討プロジェクトチームの設置

(1) 設置趣旨

平成 27 年 10 月 5 日よりマイナンバー法（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をいう。以下同じ。）が施行され、本年 1 月からマイナンバーカードの発行が開始された

マイナンバーカードは、就職の際や報酬の支払いを受けた場合など、マイナンバーの申告が必要となる際、マイナンバーと本人を 1 枚のカードで証明できる唯一のカードであり、マイナンバー制度を支える重要な役割を果たすとともに、カードに搭載された電子証明書によって提供される公的個人認証サービス等が官民のサービスに活用されることで、国民生活に密着した利便性の高いカードとなることが期待されている。

本年 12 月 19 日現在、約 1,225 万枚の申請がなされ、約 971 万枚が既に交付済みとなっている。昨年度末から今年度当初に発生した交付の遅れについても、各市区町村において策定されたマイナンバーカード交付計画に基づき、本年 9 月には 1,726 市区町村（全団体に占める割合 99.1%）において、本年 11 月には全ての市区町村において交付通知書送付の滞りが解消され、交付事務の正常化が図られたところである。

また、本年 9 月、総務省は「マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について(依頼)」(平成 28 年 9 月 16 日総務大臣通知)を発出し、マイナンバーカードの「マイキー」部分（「公的個人認証機能による電子証明書」と「ICチップの空き領域」）を活用した「コンビニ交付サービス」「マイキープラットフォーム」「マイナポータルを活用した子育てワンストップサービス」について、住民サービスの向上や行政事務の効率化、地域活性化に資する施策として、全国の市区町村における導入等に向け早期かつ積極的な検討を依頼したところである。

今後、マイナンバーカードの更なる普及促進を図るためには、上記施策等を通じ、多くの国民にマイナンバーカードの利便性を実感いただくことが必要であり、このことから、「マイナポータルを活用した子育てワンストップサービス」「コンビニ交付サービス」「マイキープラットフォーム」について、全国の

市区町村に参加を促すための推進方策を検討するため、総務大臣より「ワンストップ・カードプロジェクトの設置及び本年12月を目途としたアクションプログラムの策定」の指示がなされ、検討が進められることとなった。

(2) 検討体制

本プロジェクトチームについては、太田総務大臣補佐官の総括のもと、内閣官房・内閣府・総務省・厚生労働省・文部科学省・経済産業省などの関係府省における関係課室により構成することとされ、検討テーマに応じ、関係課室長が会議に参加し議論を深めることとした。また、外部との連携が不可欠な部分については、先進自治体、関係企業（日本郵便(株)、関連ベンダー、カード会社、航空会社等）、商店街、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、全国市長会、全国町村会などの関係者や有識者も参加し議論がなされたところである。

具体的な会議の開催状況等は以下のとおりである。

第1回	平成28年10月3日	(マイキープラットフォーム関係)
第2回	平成28年10月6日	(子育てワンストップ関係)
第3回	〃	(コンビニ交付関係)
第4回	平成28年10月20日	(子育てワンストップ関係)
第5回	平成28年10月31日	(コンビニ交付関係)
第6回	平成28年11月17日	(子育てワンストップ関係)
第7回	平成28年12月2日	(マイキープラットフォーム関係)
第8回	平成28年12月8日	(子育てワンストップ関係)
第9回	平成28年12月13日	(コンビニ交付関係)

(※1) 「マイナポータルを活用した子育てワンストップサービス」については内閣官房社会保障改革担当室、「コンビニ交付サービス」については総務省自治行政局住民制度課、「マイキープラットフォーム」については総務省地域力創造グループ地域情報政策室がとりまとめ。

(※2) マイキープラットフォームの推進については、上記検討会に先立ち、以下の検討会等を開催し検討を進めてきており、これらの検討結果も踏まえ、アクションプログラムを整理。

- ①「マイキープラットフォームによる地域活性化方策検討会」
(平成28年2月12日、3月24日、4月28日開催)
- ②「自治体ポイント管理クラウド等仕様検討会議」
(平成28年7月7日、10月3日開催)

③「地域経済応援ポイント仕様検討会議」

(平成28年6月10日、9月20日開催)

また、「地域経済応援ポイント導入等による消費拡大方策検討会」の概要は次のとおり。

メンバー：総務省大臣補佐官（座長）、外部有識者、
総務省大臣官房審議官（地域情報化担当）、
経済産業省商務流通保安審議官 等

開催日（予定）：第1回 平成28年12月2日

第2回 平成29年1月予定

第3回 平成29年2月予定

2. マイナポータルにおける子育てワンストップサービスの推進

(1) 目的

多くの国民にマイナンバーカードの利便性を実感いただくため、「マイナポータルにおける子育てワンストップサービス」として「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」の申請について、平成29年7月から全地方公共団体において子育てワンストップサービスを導入し、積極的に運用していけるよう、必要な環境整備及び一斉スタート後の進捗管理・サポートを行う。

(2) 子育てワンストップサービスの検討経緯

ア 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成28年5月20日）において、「マイナンバー制度等を活用した子育て行政サービスの変革」として、「妊娠、出産、育児等に係る、国民の子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における子育て関連の申請等申請について、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して申請が行うことができるよう、マイナンバー制度を活用した子育て関連のサービスのワンストップ化の検討を行い、地方公共団体の情報提供ネットワークシステムの運用が開始される平成29年7月以降、速やかに実現」と整理。

イ 「子育てワンストップ検討タスクフォース」（平成28年9月7日）において、「子育て分野のうち、オンライン化のニーズが高いと考えられる、「児童手当」、「保育」、「母子保健」、「ひとり親支援」を優先検討対象とし、以下の機能を通じて、子育てのサポートを行う仕組みを目指す」と整理。

- ・ オンライン上で子育て関連の施策メニューの一覧視・検索ができる
- ・ メニューから利用申請等を選択し、オンラインでシームレスに申請を行うことができる
- ・ 申請等の内容が簡便に確認できる
- ・ 地方公共団体からのお知らせを受け取ることができる

ウ 活用する機能

子育てワンストップサービスを実施するに当たって活用する機能は、以下のとおり。

- ・ マイナポータルを通じて利用できる「サービス検索・電子申請機能」（子育てに関する行政サービスの検索やオンライン申請が可能となる機能）
- ・ マイナポータルの「お知らせ機能」及び「自己情報表示機能」（地方公

共団体からプッシュ型でオンライン通知を行うことが可能となる機能や、利用者自身の情報を自ら表示して確認することが可能な機能)

(3) 関係府省における検討

ア 関係府省課長級会議での4回の議論に加え、担当係長級会議で詳細の検討を実施。

「子育てワンストップ検討タスクフォース」で平成28年9月7日に取りまとめた対象手続に加え、オンライン化に馴染む手続を加え、平成29年7月以降実施する対象手続とその実施時期は以下のとおりと整理。

(7) 児童手当関係

(i) 電子申請

- ・ 児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求（平成29年7月）
- ・ 児童手当の額の改定の請求及び届出（平成29年7月）
- ・ 氏名変更／住所変更等の届出（平成29年7月）
- ・ 受給事由消滅の届出（平成29年7月）
- ・ 未支払の児童手当の請求（平成29年7月）
- ・ 児童手当に係る寄附の申出／寄付変更等の申出（平成29年7月）
- ・ 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出／徴収等の変更等の申出（平成29年7月）
- ・ 児童手当の現況届（平成30年6月）

(ii) お知らせ機能

- ・ 児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求に係る補正等の連絡及び結果通知（平成29年7月）
- ・ 児童手当の額の改定の請求及び届出に係る補正等の連絡及び結果通知（平成29年7月）
- ・ 未支払の児童手当の請求に係る補正等の連絡及び結果通知（平成29年7月）
- ・ 児童手当の現況届の提出時期の通知（平成30年5月）
- ・ 現況届に係る補正等の連絡及び結果通知（平成30年7月）

(4) 保育関係

(i) 電子申請

- ・ 支給認定申請書（平成29年9月）
 - ※ 保育に係る支給認定申請においては、原則2号・3号認定を対象とする予定だが、1号・2号・3号の各認定申請を同一様式で行うこととしている地方公共団体であって、電子申請においても同様に同一様式（申請フォーム）で行う場合は、1～3

号のいずれの認定申請も対象手続とすることができる。

※ 就労証明書について、電子的に入力可能な様式を提供する。

- ・ 保育施設等利用申込書（平成 29 年 9 月）
- ・ 保育施設等の現況届（平成 29 年 9 月）

(ii) お知らせ機能

- ・ 現況届の提出時期の通知（平成 29 年 9 月）
- ・ 募集要項の公表など HP の更新の通知（平成 29 年 9 月）
- ・ アンケート機能等を活用した効率的な面談の調整（平成 29 年 9 月）

(ウ) ひとり親支援関係

(i) 電子申請

- ・ 児童扶養手当の現況届の事前送信（平成 30 年 7 月）
- ・ 面談の予約（平成 30 年 7 月）

(ii) お知らせ機能

- ・ 現況届の提出時期の通知（平成 30 年 5 月）
- ・ 現況届に係る補正等の連絡及び結果通知（平成 30 年 9 月）
- ・ アンケート機能を活用した効率的な面談の調整を可能とする（平成 30 年 7 月）

(エ) 母子保健関係

(i) 電子申請

- ・ 妊娠の届出（平成 29 年 7 月）
- ・ 事前アンケート（平成 29 年 7 月）

(ii) お知らせ機能

- ・ 妊婦健診の勧奨の通知（平成 29 年 7 月）
- ・ アンケート機能を活用した効率的な面談の調整を可能とする（平成 29 年 7 月）
- ・ 子供の月齢/年齢に応じた健診情報を通知（平成 29 年 7 月）
- ・ 子供の年齢等に応じた予防接種情報を通知（平成 29 年 7 月）

※ 平成 29 年 7 月よりマイナポータルの自己情報表示機能を利用した、予防接種履歴情報の閲覧も可能。

添付書類については、スキャンしたデータを添付可能とする機能や、スマートフォンで撮影した写真を添付可能とする機能を提供予定。ただし、電子申請の添付ファイルになじまない添付書類については、別途郵送や来所による提出を行うことを想定。

お知らせ機能は、国の法令又は地方公共団体の条例に基づきマイナンバーを利用することが可能な事務である必要があるが、それ以外の制約は特にないため、上述以外の事務についても積極的に検討。

イ 地方公共団体の具体的な検討を推進するため、地方公共団体が平成 28 年 10 月上旬時点で必要な情報等について、ヒアリングを実施するとともに、それを踏まえ、地方公共団体向けに説明会を実施。

(主なヒアリング結果)

- ・ 平成 29 年度予算要求に必要なとなるシステム改修範囲等の明示
 - ・ 子育てワンストップサービスとしての電子申請・お知らせにおけるルール（オンラインでの署名・送達・受理日等）の提示
 - ・ 子育てワンストップに係る事務処理要領等の提示
- 併せて、子育てワンストップサービスに係るサービスを提供する事業者向けの説明会も実施。

ウ 取りまとめ事項

平成 29 年 7 月からの全地方公共団体における子育てワンストップサービスの導入に向けて、本アクションプログラムにおいて、①関係府省が実施すべき事項、②地方公共団体が実施すべき事項、③②に関するフォローアップを取りまとめ、②及び③については、「子育てワンストップサービス実現に向けた地方公共団体向けガイドライン（以下「地方公共団体向けガイドライン」という。）」として策定し、地方公共団体の実施作業項目を具体的に提示する。

(4) 関係府省及び地方公共団体が実施した事項及び実施すべき事項

ア 関係府省（内閣官房）が実施した事項

- ・ 地方公共団体の平成 29・30 年度に実施するシステム改修等に必要な経費について、地方財政措置（特別交付税措置）の対象とする。
- ・ 地方公共団体の平成 29 年度予算編成、電子申請・お知らせ機能のシステム対応に関する情報を平成 28 年 11 月 14 日に地方公共団体向け説明会で提示。
- ・ 子育てワンストップサービスにおけるルール（オンラインでの署名・送達・受理日等）に関する情報提供として、オンライン化法令に基づくルールを整理し、平成 28 年 11 月 14 日地方公共団体向け説明会で提示。

イ 関係府省及び地方公共団体が実施すべき事項

以下の事項について、「地方公共団体向けガイドライン」に実施作業項目として具体的に記載する。

(ア) 制度所管府省関係

- ・ 子育てワンストップ事務の根拠法令の確認・関係通知等の改正、地方公共団体への情報提供。

- ・ 子育てワンストップ実施による事務処理要領等の修正、地方公共団体への情報提供。
- ・ 地方公共団体の子育てワンストップ実施に係る作業工程表(タスク一覧)の情報提供。

(イ) 地方公共団体関係

- ・ システム改修範囲の確認・特定個人情報保護評価の見直し範囲の確認、それらに係る対応を実施すること。
- ・ 事務処理要領等の修正を実施すること。
- ・ 法令の確認及び必要に応じて条例整備・改正を実施すること。
- ・ 子育てワンストップサービス対象手続における担当者への教育を実施すること。
- ・ 子育てワンストップサービスの導入及びマイナンバーカードの取得に係る広報を実施すること。

(ウ) 地方公共団体へのフォローアップ

平成 29 年 7 月の一斉スタートに向けて、全国の地方公共団体（市区町村）の進捗状況を把握し、遅延団体に対して適切なフォローアップを行っていく。

(5) 今後の方向性

ア 政府における更なるワンストップサービスの検討

マイナンバー制度の趣旨である、公平・公正な負担と給付の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化、ひいては民間経済も含む社会全体の効率化に資するよう、情報社会のインフラとしてのマイナンバー制度の基盤として、マイナポータルの最大限の活用を実現していく。

マイナポータルにおける電子申請・お知らせ機能は、平成 29 年 7 月からの子育てワンストップサービスに加え、順次、対象分野の拡大を検討していき、将来的には引越しや相続等の様々なライフイベントに関して必要となる官民の手続に対応していくことも検討していく。

そして、オンラインサービスの更なる発展に向け、添付書類の取得等の一連の関連手続に関して、窓口訪問や郵送等なしに一括して手続が行えるよう、法人代表者から委任を受けた者がマイナンバーカードを用いて証明書等を作成することを可能とする制度整備なども含め検討を進める。

イ 地方公共団体における業務改革（BPR）の推進

子育てワンストップサービスの実現を機に、地方公共団体が現行業務の整理やシステム環境の見直しに着手できるよう、関係府省と連携した啓発の取組を検討・推進する。

より効率的かつ質の高い行政サービスの実現につなげるよう、地方公共団体間で異なっている運用／様式／システムの標準化や共同化に向けた取組を推進する。

異なる地方公共団体への転居時に、利用者がこれまで受けていた子育て関連サービスの情報が確実かつ円滑に引き継がれる仕組みについて、検討を行い、案内漏れ／申請漏れの防止につなげる。

3. コンビニ交付サービスの推進

(1) コンビニ交付サービスとは

コンビニ交付サービスは全国約5万店舗のコンビニエンスストア等のキオスク端末を活用し、マイナンバーカード等を利用することで、役場の閉庁時間も含め、居住する市区町村の区域を越えて、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍証明書等を簡易に取得することのできるサービスである。

平成21年度に3市区の参加から始まった取組であるが、平成28年度末においては370市区町村（対象人口7,150万人）にまで参加が拡大する見込みである（平成28年9月1日現在）。また、コンビニ交付サービスにおける証明書交付通数についても、平成27年9月と平成28年9月との比較において約70%増となるなど、参加団体の増加とともに順調な伸びを示している。

また、本年5月には本籍地と住所地が異なる住民においても、戸籍証明書の取得が可能となるなど、対象サービスも順次拡大されてきているところであり、住民の利便性向上や窓口業務の負担軽減につながる取組として期待が高まっている。

(2) コンビニ交付サービス導入拡大・国民の利便性向上に向けた課題

① コンビニ交付サービス導入拡大に向けた課題

平成28年にJ-LISが行ったアンケート調査によれば、既に参加している市区町村に加え「平成29,30年に参加意向あり」「時期は未定だが将来参加したい」と回答した市区町村は1,068である一方、「コンビニ交付サービスに参加予定なし」と回答した市区町村は673あり、そのうち人口規模が3万人未満の市町村が約86%（578団体）を占めている。このことから、コンビニ交付サービスの導入拡大に向けては、特に小規模市町村が参加しやすい環境整備をすることが必要と考えられる。

(イニシャルコストについて)

この「参加予定なし」と回答した人口規模が3万人未満の市町村にその理由を尋ねたところ、最も多い回答は「費用対効果が見込めない」であり、また、「予算のメドが立たない」という回答も多く見られたところである。

例えば、コンビニ交付サービスに参加するに当たっては、イニシャルコストとして、既存住基システム等の改修の他、証明書発行サーバを構築する必要がある。市区町村の規模によってもシステム改修等のために必要となる経費は異なるが、平成28年にJ-LISが行ったアンケート調査によれば、住民票の写し・

印鑑登録証明書の交付に係るシステム改修経費の平均は約 1,600 万円とされており、これらのコスト縮減に向けた取組が必要である。

(ランニングコストについて)

コンビニ交付サービスは、市区町村の事務及び費用の負担を縮減することを目的として、市区町村がそれぞれ各コンビニ事業者と回線を接続するのではなく、J-LIS が設置する証明書交付センターを介して各コンビニエンスストア等の事業者（コンビニ事業者）と接続する方式をとっており、証明書交付センターの運営に要する経費は参加市区町村の負担金により賄われることとなっている。また、その負担金については、スタート時から参加した市区の負担可能額や将来的な導入見込み等を勘案し、人口区分ごとに設定されたものであるが、特に小規模市町村からは、その負担が重いとの指摘がある。

また、コンビニ交付サービスにおいては、コンビニエンスストア等のキオスク端末を活用して証明書交付を行うことから、J-LIS とコンビニ事業者が協議の上、市区町村が交付 1 通あたり 123 円の手数料をコンビニ事業者に支払うことを定めている。この手数料の額については、コンビニ事業者のシステム改修等の初期投資や紙・電気代等のランニングコスト及びキオスク端末保守料等を勘案し設定されたものであるが、特に大規模市区町村からはこの手数料が負担になっているとの指摘がある。

② 国民の利便性向上に向けた課題

(交付可能な証明書類の標準化)

平成 28 年 10 月現在、270 市区町村がコンビニ交付サービスに参加しており、うち全ての市区町村が住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を可能な設定としているのに対し、税証明書、戸籍証明書に対応している団体はそれぞれ 157 市区町村、144 市区町村にとどまっている。コンビニ交付サービスは、市区町村の事務である各種証明書発行事務の一環であり、国民全体の利便性向上を念頭におけば、参加の際、戸籍証明書の本籍地対応を含め現在コンビニ交付サービスにおいて提供可能な全ての証明書を発行できる設定とすることが望ましい。

その中でも、特に戸籍証明書に関しては、住民票の写し・印鑑登録証に比べシステム導入経費が割高であることが指摘されている。市区町村の規模によっても異なるが、平成 28 年に J-LIS が行ったアンケート調査によれば、戸籍証明書の交付に係るシステム改修経費の平均は約 4,000 万円とされ、そのコスト縮減が大きな課題である。

また、今後戸籍証明書の導入を検討する市区町村においては、本籍地と住所

地が同一の方のみを交付の対象とするか、本籍地と住所地が異なる方も含め対象とするか検討する必要があるが、ベンダーによっては、いずれの場合においても導入コスト・ランニングコストに変わりはない場合もあることから、国民全体の利便性向上を踏まえれば、本籍地と住所地が異なる方も交付の対象とするよう、優先的に検討すべきではないかと考えられる。

(自動交付機（キオスク端末）設置拠点の拡大)

国民全体の利便性向上を念頭に置けば、今後、証明書交付が可能な拠点を拡大していくことが必要であり、その際、採算性も考慮しながら出店されるコンビニエンスストアに加え、住民生活に身近な拠点における自動交付機（キオスク端末）の設置を促進することが今後の課題である。

平成28年10月現在、庁舎にキオスク端末を設置している市区町村は28市区町にとどまっている。一方、J-LISが平成28年度に調査したアンケート結果によれば、庁舎にキオスク端末を設置することを検討している市区町村は298市区町村となっており、従来の自動交付機に比べペイニシャルコスト等が安価なキオスク端末が市場に投入されている現況も踏まえれば、庁舎へのキオスク端末の設置に向けた環境は整いつつあるものと考えられる。この取組は、国民の利便性向上や市区町村の業務効率化につながるものであることから、庁舎のスペース等を勘案しつつ、未導入団体においては積極的な検討を行うことが望ましい。

また、前述の28市区町中、3市（茨城県守谷市、石川県小松市、奈良県生駒市）においては、庁舎に設置しているキオスク端末から、自市分だけではなく、コンビニ交付サービス参加団体全ての証明書の交付が可能な設定となっている。この取組は、国民全体の利便性向上の観点に照らし合わせれば適切な取組と考えられ、当該設定により追加的な費用負担も発生しないことから、他の住民サービスとの兼ね合いなど各々の市区町村の実情も踏まえつつ、検討が行われることが望ましい。

(3) コンビニ交付サービスの全国展開に向け講じる方策

① 基本的考え方

1. の設置趣旨で述べたとおり、マイナンバーカードの普及促進のためには、多くの国民にその利便性を実感いただくことが必要である。また、コンビニ交付サービスは、市区町村の事務である各種証明書発行サービスの一環であり、国民全体の利便性を向上させるためには、全国の市区町村の参加がなされることが望ましい。

特に、従来、郵送による戸籍証明書の取得を余儀なくされていた国民が、コ

コンビニエンスストア等で戸籍証明書を取得可能となれば、国民のメリットは高まるものと考えられ、そのためにも、特に人口規模の少ない市町村における積極的な参加が望まれるところである。

また、平成 29 年 7 月に情報連携が開始される予定であるが、印鑑登録証明書のように、民間での取引等の場面で必要とされる書類も多く、コンビニ交付の導入による利便性の向上は、引き続き期待できるものと考えられる。

このように、全国の市区町村が参加し、国民が「いつでも・どこでも・なんでも」証明書等の交付を受けることができる環境を整備するため、本アクションプログラムにおいては、コンビニ交付サービス未導入市区町村が参加しやすくなるような、費用負担を緩和するための方策や、交付場所拡大、交付可能な証明書の標準化など国民の利便性向上に向けた方策について検討を行った。

② 費用負担を緩和するための方策

(廉価版クラウドの導入について)

現在、J-LIS からの提案を踏まえつつ、民間事業者において、イニシャルコストを大幅に削減することを目的とした「廉価版クラウド」(住民票の写し・印鑑登録証への対応)の導入に向けた検討が進められている。その検討の中ではシステム改修経費が最大約 5 割程度削減されることが想定されており、現在、来年度からの導入に向けた検討が続けられているところである。

(J-LIS の運営負担金の軽減について)

J-LIS の運営する証明書交付センターについては、サービス導入当時から平成 27 年度までは単年度収支が赤字での運営が続き、その赤字は J-LIS の一般財源により賄われてきたところである。

一方、コンビニ交付サービス参加市区町村の数が増加してきたことに伴い、平成 28 年度に初めて単年度収支が黒字に転換する見込みである。このため、今後さらに参加市区町村数が増加する見込みであること、参加促進のため費用負担の緩和が必要であることを踏まえ、以下のとおり、平成 29 年度から J-LIS に対する市区町村の負担金総額を 10%減額する。さらに、今後の参加市区町村数の推移を踏まえつつ、2 年ごとに負担金額の見直しを検討することとする。

市区町村	人口	現行金額 (万円)	改定額 (万円)	減額幅
政令市	100 万以上	1,000	970	3%
政令市	100 万未満	800	770	4%
市(区)	15 万以上	500	470	6%

市（区）	5万以上-15万未満	300	270	10%
市	5万未満（新設）	300	220	27%
町村	—	100	70	30%

（注）平成 28 年度における負担金の総額は約 9 億 7,400 万円（見込み）

（コンビニ事業者に支払う手数料の軽減について）

今後コンビニ交付サービス参加市区町村が大幅に増加する見込みであること、マイナンバーカードの普及が進むことが見込まれることから、これらの点を総合的に勘案し、また、J-LIS とコンビニ事業者の協議を踏まえ、平成 29 年度から減額する方向で最終調整を行い、確定次第速やかに公表する。

③ 国民の利便性向上に向けた方策

（交付可能な証明書類の標準化～廉価版戸籍コンビニ交付サービスシステムの導入～）

戸籍証明書の導入を促進するためには、市区町村のシステム改修に係る費用等を大幅に縮減することが必要である。現在、J-LIS からの提案を踏まえつつ、民間事業者において、イニシャルコストを大幅に削減することを目的とした「廉価版戸籍コンビニ交付サービスシステム」の導入に向けた検討が進められている。その検討の中では、システムのクラウド化の可能性も含めつつ、システム改修経費が最大約 5 割程度削減されることが想定されており、現在、来年度からの導入に向けた検討が続けられているところである。

（郵便局における自動交付機設置の促進）

日本郵便では、地域貢献の一環として、マイナンバーカードの普及に協力する観点から郵便局におけるキオスク端末の設置を以下のとおり進めていく。

- ・ 市区町村が自ら端末を設置する場合には、試験的に、設置スペースと維持・管理業務を無償で提供し、利用状況や運営上の課題等を検証した上で、更なる普及を促進する。
- ・ 日本郵便が端末を設置する場合には、少数局において試行設置し、各種有料サービス（コピー、写真プリント等）を含めた利用・収支状況や運営上の課題等を検証した上で、設置局の拡大等を検討する。その際、一定規模を確保し、継続してサービスを提供するためには、市区町村が、国の支援を受け、費用の一部を負担すること等が効果的と考えられる。

(4) 参加市区町村の導入拡大に向けた新たな目標の設定

現行のコンビニ交付サービスの導入に関する数値目標は「平成 28 年度中に実施団体の人口の合計が 6 千万人を超えることを目指す」（世界最先端 IT 国家創造宣言工程表（平成 28 年 5 月 20 日改訂））とされている。

コンビニ交付サービスについては、市区町村の事務である住民票の写しなどの各種証明書発行事務の一環であり、国民全体の利便性向上を念頭に置けば、最終的には全ての市区町村において導入されるべきものであり、未導入市区町村においては、今後、早期に検討を進めることが必要である。

総務省においては、これらの取組を後押しするため、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに盛り込まれた市区町村に対する費用負担緩和策等を通じ、コンビニ交付サービス未導入団体の導入促進を行う。新たな目標としては、集中取組期間の最終年度である平成 31 年度末における実施団体の人口の合計が 1 億人を超えることを目指すものとする。

(5) 地方財政措置の拡充

(4) において設定した集中取組期間における市区町村の取組を後押しするため、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニ交付、市区町村の自動交付機（キオスク端末）設置等）に要する経費に係る特別交付税措置について、以下の拡充を行う。

- ・ 集中取組期間にあわせ、措置期限（現行：平成 30 年度まで）を 1 年間延長する（措置期限までに導入した場合、導入後 3 年間措置）。
- ・ 戸籍証明書も含め、提供可能な全ての証明書を新たに発行可能とする団体を想定し、措置上限額（現行：5,000 万円）を 1,000 万円引き上げる。

(6) おわりに

（コンビニ交付サービス導入後の利用率の向上に向けて）

コンビニ交付サービス導入後、その費用対効果を最大限発現させるためには、国民のコンビニ交付利用率を高める取組を行うことで、窓口における証明書発行事務の負担を軽減し、窓口業務の体制見直しにつなげることが必要である。

コンビニ交付サービス参加市区町村の中で、平成 26 年 4 月以降、年間交付通数が最も多い市区町村は宮崎県宮崎市であり、住民票の写しと印鑑登録証明書の全発行通数のうち、コンビニエンスストア等店舗における取得率は約

23%を占めている（平成 27 年度）。この要因としては、住基カードの交付枚数が平成 27 年度時点で人口の約 5 割に達していることが挙げられ、カードの普及がコンビニエンスストア等の利用率の向上につながっている事例と言える。このため、各市区町村においては、コンビニ交付サービス導入後においても、その費用対効果を最大限高めるため、マイナンバーカードの普及促進に取り組む必要がある。

なお、コンビニ交付サービス導入の際、マイナンバーカードを印鑑登録証又は印鑑登録者識別カードとして位置づけて、印鑑登録証を返納する従来の方式だと、マイナンバーカードの普及促進が阻害されるのではないかと指摘があるが、コンビニ交付サービスにおいて、マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を交付することができる旨を印鑑条例等に規定すれば、引き続き窓口や自動交付機での交付の際は印鑑登録証等を使用し、コンビニ交付サービスでは、マイナンバーカードを使用するという併用方式を採用することが可能であるため、各市区町村においてはこの点に留意した上で対応することが必要である。

（J-LIS からの積極的な情報提供）

今後、未導入市区町村のコンビニ交付サービスの参加促進に向け、J-LIS の果たす役割は従来にも増して大きなものとなる。特に、未導入市区町村の参加に向けた検討を後押しするため、J-LIS においては、本アクションプログラムにおいて「現在検討中」とされている「廉価版クラウド」等の検討状況・導入時期等について積極的な情報提供を行うなど、市区町村における検討を丁寧にサポートすることが必要である。

4. マイキープラットフォームの推進

(1) 事業概要

① 各種利用者カードとしてマイナンバーカードを活用(マイキープラットフォームの整備)

- ・図書館(貸出カード)
- ・商店街(ポイントカード)
- ・美術館(会員カード)
- ・スポーツ施設(会員カード) 等

(検討の前提)

※マイナンバー法で規定された、税・社会保障・災害にしか使えないマイナンバーの部分とは無関係

※マイナンバーカードやマイキープラットフォームには、図書の貸出し履歴や物品の購入履歴等の情報は保有できない

② クレジットカード等のポイントを地域で使うための自治体ポイント利用カードとして活用(自治体ポイント管理クラウドの整備)

(i) ポイント財源

- ・自治体ポイント(いわゆる行政ポイントで、各自治体の一般財源により、各種ボランティアや子育て支援等の場合に付与されるもの)
- ・地域経済応援ポイント(クレジットカード会社、航空会社、携帯電話会社等のポイントやマイレージを自治体ポイントに変換して地域で活用するもの。なお、自治体ポイントをクレジットカード等のポイント等に変換することはできない。)

(ii) ポイント使途(各自治体が設定)

- ・美術館・博物館等の利用料のある公共施設(民営のものでも可)
- ・地域商店街等の商店等(特定の商店街に属する必要はなく飲食店等でも可)
- ・バス等の公共交通機関
- ・観光先での利用(施設入場料やおみやげ等。東京のアンテナショップを含む。)
- ・社会貢献(災害復興支援等)
- ・クラウドファンディングに係る投資資金
- ・オンラインで地域の産物購入 等

(iii) 自治体ポイント管理クラウドには2つのポイント口座を設定

- ・自治体ポイント口座(経常的なもの)
- ・特定支援イベント口座(臨時の復興支援イベントなど)

(2) 今後の展開予定

① システム開発（実証事業の開始）

- ・平成29年8月完成目処（平成28年12月現在入札公告手続中）

② 実証事業参加依頼（案）

(i) 主にマイキープラットフォーム活用（図書館関係等）

➢ 図書館での利用者登録の確認

- ・公立図書館 1,350 自治体（47 都道府県、1,303 市区町村）
- ・大学図書館 779 大学（86 国立大学、86 公立大学、607 私立大学）

➢ 商店街のポイント会員の確認等

➢ 地域経済応援ポイントの移行の確認等

- ・クレジットカードのポイント等を地域経済応援ポイントとして自治体ポイントに合算する際等の本人確認に活用

（応援ポイント協力企業）

三菱UFJニコス、三井住友カード、ジェーシービーカード、
クレディセゾン、ユーシーカード、日本航空、全日本空輸、
NTT ドコモ

等

(ii) 主に自治体ポイント管理クラウドを活用

➢ 自治体ポイントの発行管理業務支援システムとして活用

- ・既に自治体ポイントを導入済みの自治体等

➢ 自治体ポイントを商品等の購入代金や利用料に活用

- ・利用料のある公共施設を有する自治体（469自治体）
- ・商店街等と連携して新たに自治体ポイントを活用する自治体

- ・既に自治体ポイントを導入済みの自治体（416自治体）
- ・新たに地域振興等として自治体ポイントを導入する自治体

③ 利用者に対する実証事業参加広報（案）

- ・地域経済応援ポイント協力企業（クレジットカード会社、航空会社、携帯電話会社等）による広報

➢ 会員への広報（web、メール 等）

➢ 新規会員獲得広報等との連携 等

- ・図書館等での利用案内

➢ 公立図書館（47 都道府県・59 館、1,303 市区町村・3,208 館、計 3,267 館）

➢ 大学図書館（国立 279 館、公立 130 館、私立 998 館、計 1,407 館）等

- ・ 利用料のある公共施設等での利用案内
 - 美術館・博物館（47 都道府県・164 館、422 市区町村・687 館、計 851 館）等
- ・ 自治体ポイントと連携した商店街等での利用案内
 - （416 自治体）等
- ・ 各種広報手段・機会の活用

④ 実証事業における運用ルールの設定

「マイキープラットフォームに係る実証事業運営協議会（仮称）」の設立

- マイキープラットフォームや自治体ポイント管理クラウドの運用ルール
- 地域経済応援ポイントからの交換による自治体ポイントの活用ルールや応援ポイント会社の拡充に向けた方針
- 地域経済好循環に繋がる先行プロジェクトのノウハウの共有

等

(3) 地域経済応援ポイントを巡る政策の方向とポイントの今後の見通し

① ポイント発行額の現状と今後の推移（野村総研推計）

- ・ 平成 26 年度のポイントとマイレージの年間最少発行額：8,596 億円以上
（参考）

クレジットカード	2,313 億円
携帯電話（主要 3 社）	1,097 億円
航空（主要 2 社）	626 億円

- ・ 平成 32 年度には年間最少発行額 1 兆円以上になると予測

② クレジットカード等によるキャッシュレスの現状と今後のポイントの方向

- ・ キャッシュレス決済額に係る民間最終消費支出に占める比率は増加中（平成 20 年：12% → 平成 27 年：19%）であるが、海外諸国と比較すると、まだ、極めて低い状況（平成 27 年：日本 19%、韓国 54%、中国 55%、米国 41%）
- ・ 「日本再興戦略」をはじめ、様々なキャッシュレス推進の方針
- ・ 諸外国並みのキャッシュレス水準に向けた諸取組の中でクレジット決済額（平成 27 年度約 50 兆円）も増加しており、これに伴い、一定のポイント付与率の下で、ポイントも増加中

③ 地域経済応援ポイント導入等による消費拡大方策

「地域経済応援ポイント導入等による消費拡大方策検討会」

➤ 主な検討内容

- ・ 地域経済応援ポイント等を介した、各地域の経済振興とクレジットカード業界・航空業界等の振興等の相乗効果のあり方
- ・ 各地域において、自治体と商店街等が連携した経済好循環拡大プロジェクトの具体的なあり方 等